

審第2055号-1
答申第603号
令和6年8月8日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県情報公開審査会

委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年7月7日付け出第332号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第855号

平成29年6月7日付けで審査請求人から提起された、平成29年5月31日付け出第215号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年5月22日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、病院局や議会や国や県や市等からの文書、病院局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケー

トの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。

少なくとも、千葉県精神保健福祉センター、出納局は担当課にお含めください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、平成29年5月31日付け出第215号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、平成29年6月7日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

少なくとも、伝票が経由されるのであればその伝票等を特定すべきである。

3 反論書の要旨

(1) 慣例法上、国であれ独立行政法人等であれ地方公共団体であれ、情報公開の実施機関は、一般に、文書の特定で争われた審査請求の後で、再度、文書を探索するものである。

しかし、本件では、「その他」のファイルや書庫に埃を被っているもの等を今一度

探索すべき作為義務があるにもかかわらず、担当課は、何ら再探索をしていない。
慣例に従って、再度の探索をすべきである。

(2) 「当該伝票は審査、支払登録完了後」とあるとおり、審査、支払登録完了後の文書が存在するはずである。

また、少なくとも、「支出負担行為の内容の審査し、確認する過程」の文書、「作成所属に再整備の指示を出」すことに関する文書等も特定すべきである。

(3) 開示請求の際に対象文書が保有されていた場合にはその文書を特定する義務がある。さらには、開示対象文書は、将来確実に作成されるものであれば、開示請求時に存在していなくてもよい（大阪高判平成8年9月27日判タ935号84頁）ため、本件の本件3センターに係る計画が存在する以上、何らかの文書は特定されるべきである。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の理由

千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターは、病院事業であり出納局では扱っていない。

また、出納局分室においては、千葉県精神保健福祉センターに係る支出伝票等の審査、支払登録を行っているものの、当該伝票は審査、支払登録完了後、すべて同センターへ返却しているから、審査請求人が主張する行政文書は保有していない。

2 弁明の理由

千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条及び千葉県病院事業の設置等に関する条例（昭和62年条例第1号。以下「設置条例」という。）第2条に基づき設置された病院事業である。

同事業に係る経理は、同法第17条の規定により特別会計を設けて行われていることから、出納局が所掌する普通地方公共団体の会計に属さず、その事務は公営企業管理者（病院局長）が所掌しており、病院事業に係る出納その他の会計事務は、千葉県病院局財務規程（平成16年病院局管理規程第22号）第3条の規定により企業出納員が行っている。

一方、千葉県精神保健福祉センターは、知事部局（健康福祉部）の出先機関である

ことから、その事務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第170条第1項の規定により会計管理者が所掌しており、同法第17条第2項の規定する支出負担行為に関する確認、現金の出納等の事務は、同法第171条及び千葉県財務規則（昭和39年規則第13号の2）第66条の規定により出納局分室で行っている。

しかしながら、出納局分室で、支出伝票等の審査、支払登録を行った後、支出伝票等は作成した所属へ返却しており、伝票等一切の証拠書類は、作成した所属が保有している。

また、支出負担行為の内容を審査し、確認する過程で伝票等の内容に不備があった場合は、作成所属に再整備の指示を出しても伝票等を複写することはない。

千葉県情報公開条例第2条に規定されている「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうものである。

また、「保有している」とは、所持していることをいう。この「所持」は、物を事実上支配している状態をいい、該当文書の收受、作成、整理・保存、引継ぎ・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることをいう。

よって、解釈上のみならず、実態上も出納局が文書を保有する状態にあることはない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性

審査請求人は、本件決定について、上記第3 2及び3のとおり主張する。これに対して、実施機関は、上記第4 2のとおり説明する。そこで、実施機関の本件請求に係る行政文書の保有の有無について、次のとおり検討する。

千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターは、設置条例第2条第2項の規定により設置された病院であり、同条例第4条の規定により千葉県病院局長が管理するものである。また、千葉県精神保健福祉センターは、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第15条第6号の規定により設置された行政機関であ

り、同条例第1条の規定により、実施機関の権限に属する事務を処理するための組織である。

地方公共団体の会計事務は、地方自治法第170条第1項の規定により、会計管理者がつかさどるものとされている。一方で、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターを含む当該病院事業の業務に係る会計事務については、同条第1項に規定する法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものである、地方公営企業法第28条第1項及び千葉県病院局財務規程第3条の規定により、企業出納員及び現金取扱員がつかさどるものとされている。

このため、千葉県救急医療センター及び千葉県精神科医療センターに係る当該事務については、千葉県病院局経営管理課及び病院に置かれる企業出納員及び現金取扱員が行う。一方、千葉県精神保健福祉センターに係る当該事務については、会計管理者が行うこととされているが、会計管理者の権限に属する事務を処理するための組織として出納局が置かれ、出納事務を行っている。

出納局の行う出納事務においては、上記第4-2のように、支出伝票等の審査を終了した後、一切の証拠書類は出納局から担当所属に返却されるものであると認められ、このことからすれば、本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められない。

さらに、出納局において、本件請求に記載された千葉県救急医療センター・精神科医療センターの一体的整備に係る事務として支出伝票の処理以外の事務を行っていたら、行政文書が存在する可能性があるため、念のため事務局職員をして実施機関に確認・再探索をさせたところ、支出伝票の処理以外の事務は行っておらず、そのため当該文書を確認することもできなかったとのことであった。

以上のことから、本件請求に係る行政文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然及び不合理な点は認められず、実施機関の行った本件決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

3 結論

実施機関の本件決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 7月 7日	諮問書の受付
平成29年 7月12日	反論書の写しの受付
令和 4年 2月25日	審議
令和 4年 3月23日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)